

「専利審査指南」(2010年2月1日より施行)	「専利審査指南改訂草案(意見募集稿)」 ¹
<p>第四部分第二章 3.3 前置審査意見</p> <p>(4) 原審査部門は、前置審査意見において拒絶理由と証拠を補足してはならない。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <p>(i) 拒絶査定及び前置審査意見において主張した公知常識に対して対応する技術用語辞典、技術マニュアル、教科書などのような所属する技術分野における公知常識的な証拠の補足の場合</p> <p>(ii) 拒絶査定において指摘していないが、出願人に告知した事実、理由及び証拠をもって拒絶するのに足る欠陥が審査テキストに存在していると認めた場合、前置審査意見において当該欠陥を指摘しなければならない。</p> <p>(iii) 拒絶査定において指摘した欠陥が依然として存在していると認めた場合、審査テキストにさらにその他の明らかな実体的な欠陥又は拒絶査定において指摘した欠陥と同一の性質の欠陥が存在していることを発見したときは、それも合わせて指摘することができる。</p> <p>例えば、原審査部門が拒絶理由通知において、原請求項1が専利法第22条第3項の規定を満たさないと指摘したが、最終的には補正が専利法第33条の規定違反を理由に拒絶査定をした。復審請求人が出願書類を原出願書類に補正した場合、原審査部門が、上述の専利法第22条第3項の規定を満たさないと</p>	<p>第四部分第二章 3.3 前置審査意見</p> <p>(4) 原審査部門は、前置審査意見において拒絶理由と証拠を補足してはならない。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <p>(i) 拒絶査定及び前置審査意見において主張した公知常識に対して対応する技術用語辞典、技術マニュアル、教科書などのような所属する技術分野における公知常識的な証拠の補足の場合</p> <p>(ii) 拒絶査定において指摘していないが、出願人に告知した事実、理由及び証拠をもって拒絶するのに足る欠陥が審査テキスト<u>出願</u>に存在していると認めた場合、前置審査意見において当該欠陥を指摘しなければならない。</p> <p>(iii) 拒絶査定において指摘した欠陥が依然として存在していると認めた場合、審査テキスト<u>出願</u>にさらに<u>その他の本章第4.1節(1)(3)(4)に掲げる場合明らかな実体的な欠陥又は拒絶査定において指摘した欠陥と同一の性質</u>の欠陥が存在していることを発見したときは、それも合わせて指摘することができる。</p> <p>例えば、原審査部門が拒絶理由通知において、原請求項1が専利法第22条第3項の規定を満たさないと指摘したが、最終的には補正が専利法第33条の規定違反を理由に拒絶査定をした。復審請求人が出願書類を原出願書類に補正した場合、原審</p>

¹ 原文は国家知識産権局の公式サイト https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/3/art_75_166474.html

<p>の欠陥が依然として存在していると認めた場合は、第 (ii) の場合に該当する。この場合、原審査部門は前置審査意見で当該欠陥を指摘しなければならない。</p> <p>.....</p>	<p>査部門が、上述の専利法第 22 条第 3 項の規定を満たさないとの欠陥が依然として存在していると認めた場合は、第 (ii) の場合に該当する。この場合、原審査部門は前置審査意見で当該欠陥を指摘しなければならない。</p> <p>.....</p>
<p>第四部分第二章 4.1 理由と証拠の審査</p> <p>復審手続において合議体は一般的に、拒絶査定²の根拠となる理由と証拠のみに対して審理する。</p> <p>合議体は、拒絶査定²の根拠になる理由と証拠に加えて、審査テキストにおいて以下に掲げる欠陥を発見した場合、それに関連している理由とその証拠について審理することができる。さらに、審査を経て認定した後、当該理由とその証拠に基づいて拒絶査定を維持する旨の審決²を行わなければならない。</p> <p>(1) 拒絶査定²の前に出願人に告知したその他の理由及びその証拠をもって拒絶するのに足る欠陥</p> <p>(2) 拒絶査定²において指摘していなかった明らか実体的欠陥又は拒絶査定²において指摘した欠陥と同一性質の欠陥</p> <p>例えば、拒絶査定²で請求項 1 は進歩性がないと指摘し、審査を経て、当該請求項の保護を求めものが明らかに永久機関であることを認定した場合、合議体は当該請求項が専利法第 22 条第</p>	<p>第四部分第二章 4.1 理由と証拠の審査</p> <p>復審手続において合議体は一般的に、拒絶査定³の根拠となる理由と証拠のみに対して審理する。</p> <p>合議体は、拒絶査定³の根拠になる理由と証拠に加えて、審査テキスト+出願において以下に掲げる欠陥を発見した場合、それに関連している理由とその証拠について審理することができる。さらに、審査を経て認定した後、当該理由とその証拠に基づいて拒絶査定を維持する旨の審決³を行わなければならない。</p> <p><u>(1) 明らかに専利法実施細則第 11 条に規定する状況に該当する場合</u></p> <p><u>(12) 拒絶査定³の前に出願人に告知したその他の理由及びその証拠をもって拒絶するのに足る欠陥</u></p> <p><u>(23) 拒絶査定³において指摘していなかった明らか実体的欠陥又は拒絶査定³において指摘した欠陥と同一性質の欠陥</u></p> <p><u>〔この事例は(4)に移動〕</u></p>

² 原文は「審査決定」である。

³ 原文は「審査決定」である。

4 項の規定を満たさないことを理由として、拒絶査定を維持する旨の審決を行わなければならない。

また例えば、拒絶査定では、請求項 1 に意味の不確かな用語の存在に起因して、保護範囲が不明瞭となったことを指摘し、合議体が請求項 2 についても同様にこの種の用語の存在で保護範囲が不明瞭になったことを発見した場合、復審手続において復審請求人にまとめて告知しなければならない。復審請求人の応答が請求項 2 の欠陥を解消していない場合、合議体は専利法第 26 条第 4 項の規定を満たさないことを理由に拒絶査定を維持する旨の審決を行わなければならない。

また例えば、拒絶査定では、請求項 1 に意味の不確かな用語の存在に起因して、保護範囲が不明瞭となったことを指摘した。、合議体がほかの請求項 2 についても同様にこの種の用語の存在で保護範囲が不明瞭になったことを発見した場合、合議体は復審手続において復審請求人に上述の欠陥をまとめて指摘告知しなければならない。復審請求人の応答が請求項 2 の欠陥を解消していない場合、合議体は専利法第 26 条第 4 項の規定を満たさないことを理由に拒絶査定を維持する旨の審決を行わなければならない。

また例えば、拒絶査定において請求項 1 が引用文献 1 及び公知常識に対して進歩性を有しないと指摘した。従属請求項 2-6 でさらに限定した付加技術特徴も公知常識であり、かつ請求項 1-6 のいずれも進歩性を有しない場合、合議体は請求項 1-6 が引用文献 1 及び公知常識に対して専利法第 22 条第 3 項の規定を満たさないことをまとめて指摘する。

(4) 拒絶査定では指摘していなかったその他の明らかな実体的欠陥。

例えば、拒絶査定で請求項 1 は進歩性がないと指摘した。、審査を経て、当該請求項の保護を求めものが明らかに永久機関であることを認定した場合、合議体は当該請求項が専利法第 22 条第 4 項の規定を満たさないことを指摘する理由として、拒絶査定を維持する旨の審決を行わなければならない。

また例えば、拒絶査定では、請求項 1 において、技術方案のある箇所の限定によりそのメカニズムを不明確にしてしまった

<p>合議による審査において、合議体は、所属する技術分野の公知常識を引用し、又は対応する技術用語辞典、技術マニュアル、教科書などの所属する技術分野における公知常識的な証拠を補足することができる。</p>	<p><u>ため、専利法第 26 条第 4 項の規定を満たさないことを指摘した。上述の問題の根源が明細書に技術的課題を解決するための技術手段が欠くところにある場合、合議体は本願が専利法第 26 条第 3 項の規定を満たさないことを指摘する。</u></p> <p><u>さらに例えば、拒絶査定で請求項 1 が進歩性を有しないことを指摘した。請求項 1 の保護範囲が不明瞭であることが、進歩性の審理における相違点⁴の正確な認定に影響を及ぼす場合、合議体は請求項 1 が専利法第 26 条第 4 項の規定を満たさないことを指摘する。</u></p> <p><u>上記状況 (1) ～ (4) を除き、拒絶査定で指摘した欠陥に関連する証拠について、合議体は、例えば、拒絶査定の根拠とする証拠を基に最も近い従来技術を変更し、又はそのうちのある証拠をデフォルトとして用いるなど、その使用方法を適宜調整することができる。</u></p> <p>合議による審査において、合議体は、所属する技術分野の公知常識を引用し、又は対応する技術用語辞典、技術マニュアル、教科書などの所属する技術分野における公知常識的な証拠を補足することができる。</p>
<p>第四部分第三章 3. 無効宣告請求の形式審査</p>	<p>第四部分第三章 3. 無効宣告請求の形式審査</p> <p><u>3.7 権利帰属の紛争の当事者の無効宣告手続の参加の方式審査</u></p> <p><u>専利権の権利帰属の紛争の当事者が無効宣告手続への参加を請求する場合、無効宣告手続への参加のための請求書、及び権</u></p>

⁴ 原文は「区別特徴」という。

<p>3.7 形式審査通知書 ……</p> <p>(5)受理した無効宣告請求が、専利権侵害をめぐる事件に関わるものである場合、専利復審委員会は、人民法院、地方知識産権管理部門、又は当事者の請求により、当該専利権侵害をめぐる事件を取り扱う人民法院又は地方知識産権管理部門に、無効宣告請求事件の審査状態通知書を発行することができる。</p>	<p><u>利帰属の紛争がすでに人民法院又は地方の知識産権管理部門によって受理された旨の証明書類を提出しなければならない。方式審査を経て、復審と無効審判審理部は、当該権利帰属の紛争の当事者に無効宣告手続への参加の許否についての通知書を発行しなければならない。</u></p> <p><u>権利帰属の紛争の当事者の無効宣告手続への参加は、復審と無効審判審理部の送付した書類の受け取りに限られる。</u></p> <p>3.73.8 形式審査通知書 ……</p> <p>(5)受理した無効宣告請求が、専利権侵害をめぐる事件に関わるものである場合、<u>専利復審委員会復審と無効審判審理部</u>は、人民法院、地方知識産権管理部門、又は当事者の請求により、当該専利権侵害をめぐる事件を取り扱う人民法院又は地方知識産権管理部門に、無効宣告請求事件の審査状態通知書を発行することができる。</p> <p><u>(6)受理した無効宣告請求が権利帰属の紛争に関わる場合、復審と無効審判審理部は、無効宣告手続への参加が許可された権利帰属の紛争の当事者に、無効宣告請求事件の審査状態通知書を発行しなければならない。</u></p>
<p>第四部分第三章 4.1 審理の範囲</p> <p>無効宣告手続において、専利復審委員会は通常、当事者が提出した無効宣告請求の範囲、理由と証拠のみについて審理し、専利の有効性の全面的な審理義務は負わない。</p> <p>……</p> <p>専利復審委員会は次に掲げる状況において、職権により審理</p>	<p>第四部分第三章 4.1 審理の範囲</p> <p>無効宣告手続において、<u>専利復審委員会合議体</u>は通常、当事者が提出した無効宣告請求の範囲、理由と証拠のみについて審理し、<u>必要な場合、請求人が請求していない理由を職権により審理を行うことができる。ただし、</u>専利の有効性の全面的な審理義務は負わない。</p>

することができる。

(1) 請求人が提出した無効宣告の理由が提出された証拠と明らかに対応していない場合、専利復審委員会は関連の法律規定の意味を告知し、対応した無効宣告理由への変更を容認し、又は職権により変更することができる。例えば、請求人が提出した証拠が、同一専利権者が専利出願日前に出願し、かつ専利出願日後に公開された中国の発明専利書類であるのに対し、無効宣告の理由が専利法第 9 条第 1 項を満たさない場合、専利復審委員会は、請求人に専利法第 9 条第 1 項及び第 22 条第 2 項の意味を告知し、無効宣告の理由を当該専利が専利法第 22 条第 2 項を満たさないことへの変更を容認し、又は職権により無効宣告の理由を当該専利が専利法 22 条 2 項を満たさないことに変更することができる。

(2) 専利権に請求人が言及していなかった明らかに専利の保護客体に該当しない欠陥がある場合、専利復審委員会は、関係する無効宣告の理由を導入して審理することができる。

(3) 専利権に請求人が言及していなかった欠陥があるため、請求人によって提出された無効宣告理由について審理ができない場合、専利復審委員会は職権をもって、述の欠陥について関連の無効理由を導入して審理を行うことができる。例えば、無効宣告の理由が独立請求項 1 の進歩性欠如であるが、当該請求

……

専利復審委員会合議体は次に掲げる状況において、職権により審理することができる。

(1) 専利権の取得が明らかに信義誠実の原則に違反している場合、合議体は専利法実施細則第 11 条の無効宣告理由を導入して審理を行うことができる。

(12) 請求人が提出した無効宣告の理由が提出された証拠と明らかに対応していない場合、専利復審委員会合議体は関連の法律規定の意味を告知し、対応した無効宣告理由への変更を容認し、又は職権により変更することができる。例えば、請求人が提出した証拠が、同一専利権者が専利出願日前に出願し、かつ専利出願日後に公開された中国の発明専利書類であるのに対し、無効宣告の理由が専利法第 9 条第 1 項を満たさない場合、専利復審委員会合議体は、請求人に専利法第 9 条第 1 項及び第 22 条第 2 項の意味を告知し、無効宣告の理由を当該専利が専利法第 22 条第 2 項を満たさないことへの変更を容認し、又は職権により無効宣告の理由を当該専利が専利法 22 条 2 項を満たさないことに変更することができる。

(23) 専利権に請求人が言及していなかった明らかに専利の保護客体に該当しない欠陥がある場合、専利復審委員会合議体は、関係する無効宣告の理由を導入して審理することができる。

(34) 専利権に請求人が言及していなかった欠陥があるため、請求人によって提出された無効宣告理由について審理ができない場合、専利復審委員会合議体は職権をもって、述の欠陥について関連の無効理由を導入して審理を行うことができる。例えば、無効宣告の理由が独立請求項 1 の進歩性欠如であるが、当

項が明確でないために、その保護の範囲を特定することができず、進歩性の審理の基礎がなくなる場合、専利復審委員会は専利法第 26 条第 4 項の無効宣告理由を導入して審理することができる。

(4) 請求人が、請求項の間に引用関係のある一部の請求項の無効宣告を請求しているが、同じ理由をもってその他の請求項の無効宣告を請求しておらず、当該無効宣告の理由を導入しなければ不合理な審理結論になってしまう場合、専利復審委員会は職権により当該無効宣告の理由を導入し、その他の請求項について審理することができる。例えば、請求人が、請求項 1 が新規性を有しないこと、従属請求項 2 が進歩性を有しないことを理由に専利権の無効宣告を請求しているが、専利復審委員会が、請求項 1 が新規性を有し、従属請求項 2 が進歩性を有しないと認定した場合、職権により請求項 1 の進歩性について審理することができる。

(5) 請求人が請求項の間に引用関係のある一部の請求項に欠陥があることを理由に無効宣告を請求しているが、その他の請求項にも同一性質の欠陥があることを指摘していない場合、専利復審委員会は、当該欠陥に対応する無効宣告の理由を導入して、その他の請求項について審理することができる。例えば、請求人が請求項 1 に技術特徴が追加されたために専利法第 33 条の規定を満たさないことを理由に請求項 1 の無効宣告を請求したが、従属請求項 2 にも同じ欠陥があることを指摘しなかった場合、専利復審委員会は専利法第 33 条の無効宣告の理由を導入して、従属請求項 2 について審理することができる。

該請求項が明確でないために、その保護の範囲を特定することができず、進歩性の審理の基礎がなくなる場合、**専利復審委員会合議体**は専利法第 26 条第 4 項の無効宣告理由を導入して審理することができる。

(45) 請求人が、請求項の間に引用関係のある一部の請求項の無効宣告を請求しているが、同じ理由をもってその他の請求項の無効宣告を請求しておらず、当該無効宣告の理由を導入しなければ不合理な審理結論になってしまう場合、**専利復審委員会合議体**は職権により当該無効宣告の理由を導入し、その他の請求項について審理することができる。例えば、請求人が、請求項 1 が新規性を有しないこと、従属請求項 2 が進歩性を有しないことを理由に専利権の無効宣告を請求しているが、**専利復審委員会合議体**が、請求項 1 が新規性を有し、従属請求項 2 が進歩性を有しないと認定した場合、職権により請求項 1 の進歩性について審理することができる。

(56) 請求人が請求項の間に引用関係のある一部の請求項に欠陥があることを理由に無効宣告を請求しているが、その他の請求項にも同一性質の欠陥があることを指摘していない場合、**専利復審委員会合議体**は、当該欠陥に対応する無効宣告の理由を導入して、その他の請求項について審理することができる。例えば、請求人が請求項 1 に技術特徴が追加されたために専利法第 33 条の規定を満たさないことを理由に請求項 1 の無効宣告を請求したが、従属請求項 2 にも同じ欠陥があることを指摘しなかった場合、**専利復審委員会合議体**は専利法第 33 条の無効宣告の理由を導入して、従属請求項 2 について審理することができる。

<p>(6) 請求人が専利法第 33 条又は専利法実施細則第 43 条第 1 項の規定を満たさないことを理由に専利権の無効宣告を請求し、かつ補正が当初の出願書類の記載範囲を超えたとの事実について具体的分析し、説明を行ったが、当初の出願書類が提出されていない場合、専利復審委員会は、当該専利の当初の出願書類を証拠として導入することができる。</p> <p>(7) 専利復審委員会は、職権により技術手段が公知常識であるか否かを認定することができ、かつ、技術用語辞典、技術マニュアル、教科書などの所属する技術分野における公知常識的証拠を導入することができる。</p>	<p>(67) 請求人が専利法第 33 条又は専利法実施細則第 43 条第 1 項の規定を満たさないことを理由に専利権の無効宣告を請求し、かつ補正が当初の出願書類の記載範囲を超えたとの事実について具体的分析し、説明を行ったが、当初の出願書類が提出されていない場合、<u>専利復審委員会合議体</u>は、当該専利の当初の出願書類を証拠として導入することができる。</p> <p>(78) <u>専利復審委員会合議体</u>は、職権により技術手段が公知常識であるか否かを認定することができ、かつ、技術用語辞典、技術マニュアル、教科書などの所属する技術分野における公知常識的証拠を導入することができる。</p>
<p>第四部分第三章 4.7 無効宣告手続の中止 本指南第五部分第七章第 7 節の規定を適用する。</p>	<p>第四部分第三章 4.7 無効宣告手続の中止 本指南第五部分第七章第 7 節の規定を適用する。</p>
<p>第四部分第三章 6.1 審決の送達 専利法第 46 条第 1 項の規定によると、専利復審委員会は無効宣告請求審査決定を当事者双方に送達しなければならない。</p> <p>侵害事件に関わっている無効宣告請求について、無効宣告請求の審理開始の前に、該当の人民法院又は地方知識産権管理部門に通知したことがある場合、専利復審委員会が決定を行った後、審決と無効宣告審査結審通知書を関係の人民法院又は地方知識産権管理部門に送達しなければならない。</p>	<p>第四部分第三章 6.1 審決の送達 専利法第 46 条第 1 項の規定によると、<u>専利復審委員会合議体</u>は無効宣告請求審査決定を当事者双方に送達しなければならない。</p> <p><u>侵害事件に関わっている無効宣告請求について、無効宣告請求の審理開始の前に、該当の人民法院又は地方知識産権管理部門に通知したことがある場合、<u>専利復審委員会合議体</u>が決定を行った後、審決と無効宣告審査結審通知書を関係の人民法院又は地方知識産権管理部門に送達しなければならない。</u></p> <p><u>権利帰属の紛争に関わる無効宣告の請求に対して、合議体は決定した後、審決を無効宣告手続への参加が許可された権利帰属の紛争の当事者に送達しなければならない。</u></p>

8. 医薬品専利紛争の早期解決メカニズムに係る無効事件の審理に関する特殊規定

医薬品専利紛争の早期解決メカニズムに係る無効案件は、専利法第76条における医薬品上市許可申請人(又は後発医薬品申請人と称する)が「医薬品専利紛争の早期解決メカニズムの実施弁法(試行)」の関連規定に基づいて第四類声明を提出した後、無効宣告請求人として、中国上市医薬品専利情報登録プラットフォームに登録されている専利権について無効宣告の請求を提出した案件を指す。

8.1 請求書と証明書類

請求人は請求書において案件が医薬品専利紛争の早期解決に係ることを明確に注記しなければならない。すなわち、本件専利は中国上市医薬品専利情報登録プラットフォームに登録された専利権で、請求人は対応する医薬品の後発医薬品申請人で、かつすでに第四類声明が提出され、後発医薬品登録申請受理通知書と第四類声明書類の副本などの関連する証明書類が添付されている。

請求人が提出した無効宣告請求が医薬品専利紛争の早期解決メカニズムに係るものであることを示す証拠を提供していない場合、本節の規定は適用しない。

8.2 審理の順番

同一専利権に対する複数の医薬品専利紛争の早期解決メカニズムに係る無効宣告請求は、無効宣告請求の提出した日の順番による。

8.3 審理の基礎

	<p><u>先に行われた審決⁵が専利権者によって提出された補正書を基に専利権の有効性を維持した場合、後に受理した無効宣告の請求に対して、上述補正書を基に引き続き審理することができる。</u></p> <p><u>上述の状況のほか、先に行った審決が専利権の無効又は一部無効を宣告した場合、後に受理した無効宣告の請求に対して、合議体は通知書を発行して請求人と専利権者に審理の一時停止を通知しなければならない。先に行われた審決が発効し又は人民法院の発効判決により取消された場合、合議体は遅滞なく審理を再開しなければならない。</u></p> <p>8.4 審理状況と結審の通知</p> <p><u>合議体は、人民法院又は国務院薬品監督管理部門の請求により、無効宣告請求案件の審理状況通知書を発行することができる。</u></p> <p><u>無効宣告請求の審理開始前に、関連する人民法院又は国務院薬品監督管理部門に通知したことがある場合、合議体は、審決した後、審決及び無効宣告審理結審通知書を前記関連部門に送達しなければならない。</u></p>
<p>第四部第五章 5.1.1 意匠の同一 ……</p> <p>製品の種類を特定する際に、製品の名称、国際意匠分類および販売時の商品棚の分類位置を参考にすることができるが、製品の用途が同一であるか否かを基準にしなければならない。種</p>	<p>第四部第五章 5.1.1 意匠の同一 ……</p> <p>製品の種類を特定する際に、製品の名称、国際意匠分類および販売時の商品棚の分類位置を参考にすることができるが、製品の用途が同一であるか否かを基準にしなければならない。種類</p>

⁵ 原文は「審査決定」である。

<p>類が同一である製品とは用途が完全に同一の製品をいう。例えば、機械式腕時計と電子腕時計は内部の構造が異なっても、それらの用途は同一であるので、種類が同一である製品に該当する。</p>	<p>が同一である製品とは用途が完全に同一の製品をいう。<u>部分意匠について、種類が同一である製品とは製品の用途が当該部分の用途といずれも同一である製品をいう。</u>例えば、機械式腕時計と電子腕時計は内部の構造が異なっても、それらの用途は同一であるので、酒類が同一である製品に該当する。</p>
<p>5.1.2 意匠の実質的同一</p> <p>.....</p> <p>種類が類似である製品とは用途が類似しているものをいう。例えば、用途が類似している玩具と小置物とは、種類が類似である製品に該当する。なお、製品に複数の用途を有する場合、仮にその一部の用途が同一であっても、その他の用途が異なる場合、両者は種類が類似である製品に該当することに注意が必要である。例えば、MP3 付き腕時計と、腕時計とはいずれも時計としての用途を備えるため、両者は種類が類似である製品に該当する。</p>	<p>5.1.2 意匠の実質的同一</p> <p>.....</p> <p>種類が類似である製品とは用途が類似しているものをいう。例えば、用途が類似している玩具と小置物とは、種類が類似である製品に該当する。なお、製品に複数の用途を有する場合、仮にその一部の用途が同一であっても、その他の用途が異なる場合、両者は種類が類似である製品に該当することに注意が必要である。例えば、MP3 付き腕時計と、腕時計とはいずれも時計としての用途を備えるため、両者は種類が類似である製品に該当する。</p> <p><u>部分意匠について、種類が類似である製品に該当するか否かの判断は、製品の用途と当該部分の用途とを総合的に考慮しなければならない。</u></p>
<p>5.1.2 意匠の実質的同一</p> <p>.....</p> <p>一般消費者が、本件意匠と引用意匠に対する全体的観察により、両者の相違点が次に掲げる状況に該当すると認められた場合、本件意匠と引用意匠とは実質的同一になる。</p> <p>.....</p> <p>(5) その相違点が互に鏡像対称である点。</p>	<p>5.1.2 意匠の実質的同一</p> <p>.....</p> <p>一般消費者が、本件意匠と引用意匠に対する全体的観察により、両者の相違点が次に掲げる状況に該当すると認められた場合、本件意匠と引用意匠とは実質的同一になる。</p> <p>.....</p> <p>(5) その相違点が互に鏡像対称である点、<u>—</u></p> <p><u>(6) その相違点は、部分意匠が保護を求める部分が製品全体</u></p>

	における位置及び/又は比例関係のありふれた変化という点。
<p>第四部第五章</p> <p>5.2.4.2 本件意匠の特定</p> <p>本件意匠を特定するとき、意匠の登録公報における図面又は写真によって示された意匠を基準としなければならない。簡単な説明は、図面又は写真が示した当該製品に係る意匠の解釈に用いることができる。</p>	<p>第四部第五章</p> <p>5.2.4.2 本件意匠の特定</p> <p>本件意匠を特定するとき、意匠の登録公報における図面又は写真によって示された意匠を基準としなければならない。簡単な説明は、図面又は写真が示した当該製品に係る意匠の解釈に用いることができる。</p> <p><u>部分意匠については、保護を求める部分の形状、模様⁶、色彩を基準とし、示された製品における当該部分の位置と比例関係を考慮しなければならない。</u></p>
<p>6. 専利法第 23 条第 2 項に基づく審理</p> <p>……</p> <p>従来意匠⁷の特徴とは、従来意匠の一部の意匠の要素若しくはそれらの結合をいい、例えば、従来意匠の形状、模様、色彩要素若しくはそれらの結合、または従来意匠のある部分の意匠の要素若しくはそれらの結合、又は全体の意匠製品における部品の意匠などである。</p>	<p>6. 専利法第 23 条第 2 項に基づく審理</p> <p>……</p> <p>従来意匠の特徴とは、従来意匠の一部の意匠の要素若しくはそれらの結合をいい、例えば、従来意匠の形状、模様、色彩要素若しくはそれらの結合、または従来意匠のある部分の意匠の要素若しくはそれらの結合、又は全体の意匠製品における部品の意匠などである。</p> <p><u>組み合わせに用いることのできる従来意匠の特徴は、物理的又は視覚的に自然に区別できる意匠でなければならず、相対的に独立した視覚効果を有しなければならない。随意に分けた点、線、面は、組み合わせに用いることのできる従来意匠の特徴には該当しない。ただし、本件専利が部分意匠である場合、従来意匠における対応する部分は組み合わせに用いることのできる</u></p>

⁶ 原文は「図案」である。

⁷ 原文は「現有設計」である。

	<u>従来意匠の特徴とみなすことができる。</u>
<p>8. 専利法第9条に基づく審理</p> <p>専利法第9条にいう同様の発明創造は、意匠については保護を求める製品の意匠が同一又は実質的同一を指す。対比する際に、すべての意匠の要素について全体的に対比しなければならない。</p>	<p>8. 専利法第9条に基づく審理</p> <p>専利法第9条にいう同様の発明創造は、意匠については保護を求める製品の意匠が同一又は実質的同一を指す。対比する際に、すべての意匠の要素について全体的に対比しなければならない。</p>
<p>9.1 優先権の確認が必要な場合</p> <p>意匠専利権は外国優先権のみ主張できるため、優先権に対する確認は外国優先権の確認を指す。</p>	<p>9.1 優先権の確認が必要な場合</p> <p>意匠専利権は外国優先権のみ主張できるため、<u>優先権のに対する確認は、外国優先権と国内優先権の確認を含む指す。</u></p>
<p>9.2 意匠の同一主題の認定</p> <p>意匠の同一主題の認定は、中国での後の出願に係る意匠とその外国での最初の出願に示された内容に基づいて判断しなければならない。同一主題に該当する意匠は次に掲げる二つの条件を同時に満たさなければならない。</p> <p>(1) 同一の製品に係る意匠に該当すること</p> <p>(2) 中国における後の出願の保護を求める意匠が、その外国における最初の出願に明確に示されていること</p> <p>……</p>	<p>9.2 意匠の同一主題の認定</p> <p>意匠の同一主題の認定は、中国での後の出願に係る意匠とその外国での最初の出願に示された内容に基づいて判断しなければならない。同一主題に該当する意匠は次に掲げる二つの条件を同時に満たさなければならない。</p> <p>(1) 同一の製品に係る意匠に該当すること</p> <p>(2) 中国における後の出願の保護を求める意匠が、その外国における最初の出願に明確に示されていること</p> <p>……</p>
<p>9.2 意匠の同一主題の認定</p> <p>……</p> <p>中国での後の出願の保護を求める意匠が、その外国における最初の出願における図面又は写真と完全一致になっていない場合、又は後の出願の書類に簡単な説明があるが、先の出願のテキストには簡単な説明がない場合、両者の出願書類から、後の出願の保護を求めている意匠が外国での最初の出願にすでに明確に示されていることが分かれば、中国での後の出願の保護を</p>	<p>9.2 意匠の同一主題の認定</p> <p>……</p> <p>中国での後の出願の保護を求める意匠が、その外国における最初の出願における図面、<u>又は写真又は添付図面</u>と完全一致になっていない場合、又は後の出願の書類に簡単な説明があるが、先の出願のテキストには簡単な説明がない場合、両者の出願書類から、後の出願の保護を求めている意匠が外国での最初の出願にすでに明確に示されていることが分かれば、中国での後の</p>

<p>求めている意匠は、その外国における最初の出願の意匠と主題が同一であることを認定することができ、優先権を享有することができる。例えば、ある外国における最初の出願には、製品の正面図、背面図、左側面図及び斜視図を含んでおり、中国での後の出願は当該製品の正面図、背面図、左側面図、右側面図及び平面図を提出し、かつ簡単な説明において底面があまり見えていないため底面図を省略すると明記している。この場合、後の出願の正面図、背面図及び左側面図はその外国における最初の出願に示されたものと同じのものであり、かつ右側面図と平面図はすでに外国における最初の出願の斜視図に明確に示されているのであれば、両者は同一主題を有し、当該後の出願はその外国における最初の出願の優先権を享有することができる。</p>	<p>出願の保護を求めている意匠は、その外国における最初の出願の意匠と主題が同一であることを認定することができ、優先権を享有することができる。例えば、ある外国における最初の出願には、製品の正面図、背面図、左側面図及び斜視図を含んでおり、中国での後の出願は当該製品の正面図、背面図、左側面図、右側面図及び平面図を提出し、かつ簡単な説明において底面があまり見えていないため底面図を省略すると明記している。この場合、後の出願の正面図、背面図及び左側面図はその外国における最初の出願に示されたものと同じのものであり、かつ右側面図と平面図はすでに外国における最初の出願の斜視図に明確に示されているのであれば、両者は同一主題を有し、当該後の出願はその外国における最初の出願の優先権を享有することができる。</p>
<p>9.3 優先権を享有するための条件 本指南第二部分第三章第 4.1.1 節の規定を参照する。ただし、中国での後の出願の出願日はその外国における最初の出願の出願日から 6 月より遅くならない。</p>	<p>9.3 優先権を享有するための条件 本指南第二部分第三章第 4.1.1 節の規定及び第 4.2.1 節を参照する。ただし、中国での後の出願の出願日はその外国における最初の出願の出願日から 6 月より遅くならない。<u>意匠専利出願が、発明又は実用新案専利出願を国内優先権の基礎とする場合、その先の出願は取り下げたものとみなさない。</u></p>
<p>9.5 複数の優先権 独立して使用価値を有する複数の製品を含む意匠について、そのうちの一つまたは複数の製品に係る意匠が、対応する一つまたは複数の外国における最初の出願に示された意匠の主題と同一である場合、当該意匠専利は一つまたは複数の優先権を享有することができる。</p>	<p>9.5 複数の優先権 独立して使用価値を有する複数の製品を含む意匠について、そのうちの一つまたは複数の製品に係る意匠が、対応する一つまたは複数の外国における最初の出願に示された意匠の主題と同一である場合、当該意匠専利は一つまたは複数の優先権を享有することができる。</p>
<p>第四部第八章</p>	<p>第四部第八章</p>

2.2.2 域外証拠及び香港、マカオ、台湾地区で形成された証拠の証明手続

域外証拠とは、中華人民共和国の領域以外で形成された証拠を指す。当該証拠は、所在国の公証機関の証明を経なければならない、同国に駐在の中華人民共和国大使館、領事館による認証を経なければならない、又は中華人民共和国と同所在国で締結した関連条約に規定された証明手続を履行しなければならない。

当事者が専利復審委員会に提供した証拠が香港、マカオ、台湾地区で形成された場合には、関連する証明手続を履行しなければならない。

ただし、次に掲げる 3 つの状況に該当する場合は、上述の 2 種の証拠について、当事者は無効宣告手続において関連する証明手続を行わなくてもよい。

(1) 当該証拠が香港、マカオ、台湾地区以外の国内における公式ルートから取得できる場合。例えば、専利局から取得できる外国の専利文献、又は公共図書館から取得できる外国の文献資料など

(2) 当該証拠の真実性を証明するに足るその他の証拠がある場合

(3) 相手の当事者が当該証拠の真実性を認めた場合。

2.2.2 域外証拠及び香港、マカオ、台湾地区で形成された証拠の証明手続

域外証拠とは、中華人民共和国の領域以外で形成された証拠を指す。当該証拠は、所在国の公証機関の証明を経なければならない、~~同国に駐在の中華人民共和国大使館、領事館による認証を経なければならない、~~又は中華人民共和国と同所在国で締結した関連条約に規定された証明手続を履行しなければならない。

当事者~~の~~が専利復審委員会に提供した証拠が香港、マカオ、台湾地区で形成された場合には、関連する証明手続を履行しなければならない。

ただし、次に掲げる ~~3 つ~~いくつかの状況に該当する場合は、上述の 2 種の証拠について、当事者は無効宣告手続において関連する証明手続を行わなくてもよい。

(1) 当該証拠が香港、マカオ、台湾地区以外の国内における公式ルートから取得できる場合。例えば、専利局から取得できる外国の専利文献、又は公共図書館から取得できる外国の文献資料など

~~(2) 当該証拠の真実性を証明するに足るその他の証拠がある場合~~

(32) 相手の当事者が当該証拠の真実性を認めた場合。

(3) 当該証拠がすでに発効した人民法院による裁判、行政機関による決定又は仲裁機関の裁決によって確認されたものである場合。

(4) 当該証拠の真実性を証明するに足るその他の証拠がある場合。